

平成27年

総務委員会

12月9日

豊明市議会

総務委員会会議録

平成27年12月9日

午前10時00分 開会

午後2時06分 閉会

1. 出席委員

委員長	ふじえ 真理子	副委員長	一色 美智子
委員	清水 義昭	委員	近藤 裕英
委員	後藤 学	委員	三浦 桂司
委員	月岡 修一		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	石川 晃二	議事課長	馬場 秀樹
議事担当係長	水野 美樹	議事課主査	花井 悟之

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮 正典	行政経営部長	伏屋 一幸
市民生活部長	石川 順一	秘書広報課長	平下 義之
企画政策課長	小串 真美	財政課長	伊藤 正弘
総務防災課長	相羽 喜次	税務課長	松林 淳
秘書広報課長補佐	塚田 力	企画政策課長補佐	小川 正寿
企画政策課長補佐	相羽 敏明	とよあけ創生 推進室長	鈴村 正
財政課長補佐	福井 富三男	総務防災課長補佐	深草 広治
総務防災課長補佐	中野 忠之	税務課長補佐	加藤 健治
税務課長補佐	秋永 亘正	税務課長補佐	竹本 啓子

5. 傍聴議員

郷右近 修	富永 秀一	鵜飼 貞雄	蟹井 智行
宮本 英彦	毛受 明宏	近藤 郁子	近藤 千鶴
早川 直彦	山盛 さちえ	近藤 善人	杉浦 光男
村山 金敏			

6. 傍聴者

一般傍聴者 2名

午前10時開会

○総務委員長（ふじえ真理子議員） おはようございます。定刻に御参集いただき、ありがとうございます。

ただいまより総務委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いします。

○市長（小浮正典君） おはようございます。

本日、総務委員会に付託されました案件、6議案でございます。慎重審査をいただきま
すようどうぞよろしく願いいたします。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 議長より挨拶をお願いします。

○議長（月岡修一議員） 皆さん、おはようございます。

6議案ですけれども、中身はいろいろと濃い内容もありますので、しっかりと議論して
いただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） これより会議を開きます。

お諮りいたします。市長並びに本日の議事に直接関係のない職員は自席待機といたした
いが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。市長並びに本日の議事に直
接関係のない職員は退席願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますの
で、御承知おき願います。

（関係職員以外退席をなす）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 本日の傍聴については、申し合わせに従い15名以内
とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配
付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、今定例月議会より、委員会における質疑に対する当局からの反問権の適用が変更
されました。当局におかれましては、反問権を行使される場合は、意思表示を明確にされ、
論点を整理して反問されますようお願いいたします。

初めに、議案第58号 工事請負契約の変更について（庁舎耐震補強等工事）を議題とし
ます。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

相羽総務防災課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） それでは、議案第58号、工事請負契約、庁舎耐震補強等工事の変更について御説明をいたします。

この案を提出いたしますのは、庁舎耐震補強工事の設計変更に伴い、工事請負契約を変更するために必要があるからでございます。

改正内容について御説明をいたします。

工事名等につきましては、庁舎耐震補強等工事でございます。

工事場所、工事概要、請負契約者につきましては、記載のとおりでございます。

請負金額につきましては、変更前の8億8,773万3,840円を2,138万3,520円増額して9億911万7,360円に変更するものでございます。

内訳といたしましては、工事の変更部分で主なものは、中央公民館ホールにおいてつり天井の強度を増すための鉄骨の下地を追加改修、いわゆる石綿、アスベスト含有配管の撤去、ホールの空調機械室の改修の追加での増額、不可視でありました実習室のトイレなどにおいての給排水、ガス管などの配管の交換を行うこと、庁舎北側バス停付近の樹木を残すこととしたための外構を大きく変更したことなどにより、増額になったものでございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

清水委員。

○清水義昭委員 今回の工事請負契約の変更についてなんですけれども、たしか、前の9月の定例月議会でも変更が2,000万増で出ていたと思うんですけど、その時点でどうしてもわからなかったものというような理解でよろしいでしょうか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

相羽総務防災課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） そのように考えていただければ結構なんですけど、補足して説明をいたしますと、私ども、もちろん9月の定例月議会に変更するというのは、常時、工事は進んでおりますので、おおむねその金額を固めるために1カ月強、弱前までにある程度お金を固めなくちゃいけないということがございます。

9月議会に諮ろうとすれば、おおむね7月末ぐらいまでの変更の内容、だから、今回12月に御提案させていただいておるのはそれ以降で、これも12月議会に合わせておりますの

で、10月末から11月の当初ぐらいまでの変更の分というようなふうに御理解をいただければ結構かと思えます。

以上でございます。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 実習室の整備、空調、給排水、ガス、撤去、復旧と書かれておりますけれども、これ、過去に空調とか給排水が、何回ぐらい交換されたのか御存じであれば教えていただきたいんですけれども。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） 私の知り得る限りでは、埋設管については交換をしておりませんので、庁舎いわゆる建設当時の管というように思っております。

以上でございます。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 議場の照明器具について教えてください。

34基から35基にふやすだとか、本会議の答弁で32から52にふやすとかという、ちょっと答弁だったように記憶しておるんですけど、ここをちょっと、数を教えてください。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） 本会議で市民生活部長が御説明をしておりますように、当初設計におきましては32基が20基ふやさせていただいて52基というような形でございます。

以上でございます。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 清水委員。

○清水義昭委員 これ、後から増加するのが難しいというような答弁もあったと思うんですけど、その答弁の中で同じように列で管理できるというような話があったんですけど、そこについてちょっと詳しく教えてください。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） 52基がそれぞれ1列ずつで点灯できるような形にしております。だから、間隔的にしては2メートルぐらいの間隔の中でついておりますので、例

えば、極端な話、ちょっと明る過ぎるなというのを、その1列だけを消してしまうという、ほかのところで補えるということがわかれば、そういう管理もできるのではないかという説明でございます。

以上でございます。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 今回、設計変更ということですが、設計に関して設計、監理、トータルで幾らほどの契約額になっておるんでしょうか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） 設計、監理というのは、いわゆる設計監理委託をしている部分に変更があるという、そういうことでよろしいですか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 後藤委員。

○後藤 学委員 そういうことではなくて、そもそも設計と、現在、監理をしていただいておりますが、そのことに関してトータルでどのくらいの金額の契約をしてみえるのか。細かいところまでわからなければおよそ何千何百万とか、それで結構ですので。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） 当初の設計、監理についておおむね、大体委託費の1割程度ぐらいですので、それについては変更はしておりません、という……。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 後藤委員。

○後藤 学委員 実は、ちょっと実績報告書で見てみたんですけれども、平成24年に設計委託として3,186万3,000円、このくらいの金額であるというようなことは多分おおよそ把握してみえると思って今お聞きしたんですけれども。それから、監理のほうは継続費として、これは平成25年の実績報告書を見たら25年から27年の継続費で3,675万、これは、実際の契約額はこれより幾らか下回っていくかとは思いますが、そうすると、合わせると6千七、八百万の経費が設計と監理にかかっているということになりますが、そういうことでよろしいでしょうか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） 設計、監理の部分ということですので、総額で今、後藤委員が言われたように、当初3,600万というのがこれです。今回の場合、3年度に分かれて

おりますので、その出来形に応じて、その出来高だけ当該年度でお支払いして、残りの部分を翌年度に繰り越してきておる、だから、契約金額については先ほども言ったように変更はしておりませんので、最終的に最終年度、今年度でございますが、総額でいうとおおむねこのくらいの額が出来高として支払われるというふうに御理解をいただければ結構だと思います。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 ちょっと続いて、関連して。

非常に多額の設計監理委託料が払われているわけなんですけれども、それで、今回の工事内容を見ると、例えば、先ほど三浦委員が言われた埋設管、40年経過しておるわけで、ここで庁舎の耐震だけではなくて老朽化したことに対する工事をやるということになれば、そういったものもひっくるめて設計の中に入っていて当然じゃないかなと、私は素人ですがそう思うんですが、埋設管のこともそうですし空調の配管とか、それからこの庁舎の北側の外構の工事、これもケヤキを残すことはもう決まっておるわけですのでその工事をしなければならないということは当然わかっている中で、そういう中に入っておるのではないかなと思うんですが、それが入っていないと今出てくるというのがどういうことかということなんです。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） 当初設計につきましては、埋設管については、いわゆる更新をするというのは、そのいわゆる支障になる部分以外は原則的には入れておりませんでした。その設計がいい悪いという問題ではなくて、そういう形で設計をさせていただいておりました。

あと、例えば空調配管につきましては、ここも40年ほど、いわゆる本館については40年ほど使っておって、実際の話をする、暖房ですと集中暖房であったところを、例えば本館の3階だとか、3階、4階あたりは、それではちょっといわゆる冷房したりとかそういうのがきかないということで、新たにパッケージエアコン等を増設しております。

その部分については、いわゆる今回の壁をつくることによって支障になる部分の中で考慮はされておりましたので、その部分が撤去、移設というのが今回、あらわれてきておるといふふうに理解はしております。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤裕英委員 済みません、ちょっと細かなことで聞きたい。

主な変更内容の7番で、北側サッシアルミカバーの追加で127万発生していますけど、モルタルで穴を埋めると時間とかふぐあいなのでアルミカバーをつけるということですが、当然これ、差額なんですよ、増減。モルタルで当初埋める予定だった……。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 近藤委員。

マイクを近づけてください。

○近藤裕英委員 ごめんなさい。

差額だと思うんですけど、具体的に減が幾らで増が幾らで結果として127万円になったかということがわかりますか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） 当初につきましてはモルタルの補修と塗装という形で、実際の話をするとはこれは減するものはございません。その上に、モルタルでいわゆる化粧というんですか、重ねて塗る分ではなくて、新たにその上部にアルミのL字型の、実際には長さ11センチほど、厚みというのかL字の部分の短いほうが5センチほどのカバーを取りつけておりますので、そのカバーのいわゆる材料代として計上しております。

ちなみに、総延長で34本で110メートルほどになります。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 近藤委員。

○近藤裕英委員 関連で、済みません、もう一度。

ということは、これ、多分アルミのカバーって通常でいう笠木というものだと思うんですけど、これを追加しないと、もしこれが追加しなかった場合はどういう状況になったんですかね、仕上がりは。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） もとの柱の削った部分をモルタルで化粧というんですか凹凸を消して、その上に塗装をかけていますので、いわゆるサッシ部分と少しすき間があくような形になるので、従前、そのままであればモルタルを上にも60ミリほど盛ればいいわけなんですけど、いずれにしてもやっぱり60ミリほどの、モルタルでもし処理をすればモルタル分は増になったということになるかと思えます。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（関連でいいですかの声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 関連で、近藤委員。

○近藤裕英委員 ということは、最初からその部分は明らかにそういう処理が必要であったのに、設計に入っていなかったという理解でいいですか。これ、減がないということは。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） もともとのすき間がそれほど大きくないだろうという設計であったというふうに理解はしております。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 月岡委員。

○月岡修一委員 確認をさせていただきますが、先ほどエアコンの増設ということで、新たに壁ができたので通常のエアコンではききが悪いのでエアコンを増設したという話ですが、ごめんなさい、今、図面なしで話をしています、この壁は、当然ながら当初の設計に含まれている壁ですよ。新たに追加した壁ですか。

（ではないですの声あり）

○月岡修一委員 そうしますと、設計者とか設備業者というのは、私の経験からいきますと、設計が変更になった時点でエアコンの状況とか照明の状況というのは、それぞれの専門家が集まって検討するわけです。そうしますと、当然ながら、照明はここにふやす必要があるでしょう、これは要らないでしょうとか、当然、感知器とかスプリンクラーとか、まして、エアコンの場合は、ここに壁ができると既存のエアコンでは当然ききが悪くなるので当初からこのエアコンは増設は必要ですよという判断ができます。これは、要するに設計する者の責任なわけですね、基本設計の。

ということは、この設計事務所はそういった基本設計もしていないという、全て、例えばエアコンの温度調整とか風量計算とか、いろんなものを平米の中から割り出していないということ。基本設計というのは、その費用は何を基準にあなた方は判断しているんですか。後から追加しなくてはいけないような大きな手違いまたは見落としですよ、これ。それでも当たり前のように設計費を払っていくということはおかしな話じゃないですか。

一番最初に、これだけのところに壁ができればエアコンはこれではききませんねと、当然、空調業者もみんな入って検討するわけですので、そういう話は出て、当初予算の中にそれは含まれるべきだと思うんですね。

私は課長さんをいじめるために話しているんじゃないですが、これ、常識論なんです。

どうしてそういうことができずに今まできて、最後の最後にどうしてもエアコンが欲しいという、ほとんど工事をしてしまってからこういう補正予算を上げてくるわけですが、その経緯はどういうふうなことから、ちょっと御説明していただけますか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） 今言いましたのが、パッケージエアコンというのは、今回増設をしたのではなくて、当初、ここは集中暖房だったものをききが悪いということで、3階、4階あたりは、それ以降にパッケージエアコンをつけています。

そのパッケージエアコンの室外機につきましては、いわゆる3階、4階あたりでいきますと、いわゆる出窓の部分に室外機がついておりますので、配管についてはいわゆる窓際のほうから直に入っているというような形で設計をしておりました。これは、いわゆる当初のものではなくて、今、現状についているものです。

今回、その壁がつくことによって、その配管の取り回しを、壁のほうから来ているのを、現実にはちょっと後で中を、天井を取ったら部屋と部屋の間を渡っていて支障となる壁が発生をしたので、一度それを取り外して、再度、もとにあったものを取りつけたというようなこと、いわゆる撤去と再度取り付けというような形の変更でございます。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 月岡委員。

○月岡修一委員 前にも、昨年にも追加工事ではいろんな変更、基準が変わるとか、設備状況が変われば、既存の例えばガス管とか水道管とか排水路、電気設備、当然ふえてくるということは予想されると。もううるさいぐらいに、過去2度ぐらい申し上げておる。

昨年も、ほぼこれで変更はないでしょうという時点でも、僕は相羽課長に、いや、まだ変更は出るだろうからある程度のことは容認しますということまで言ってきたわけですが、本来これだけの大改造するとき、どこに何が通っているのかというそういったことが、天井を落としてみなきゃわからなかったということは普通は考えられないんです。そうしないと見積もりをする業者は適切な見積もりもせずにアバウトで、まあ、後で、じゃ、天井を壊したら、配管が邪魔になったらその分、見積もりを追加してくださいねということは国では通りません。ですから、我々はすごい厳しい見積もりをします。そういったことを業者に求めていなかったということになるんでしょうか、どうなんですか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） もし、そういう形であると、もう当初設計の中でそこまでちょっと見込んでいなかったというふうに考えられます。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 月岡委員。

○月岡修一委員 ですから、設計、監理ということで6,000万円以上の金をお支払いしているわけですよ。そういった人たちの責任っていつも問われないんですね。大体、一次下請の業者に責任を負わせてしまう。つまり、自分たちに瑕疵があっても設計料から1割、じゃ、我々のほうで負担しましょうということはありません。下請業者が泣かされてしまう。

そういったことの瑕疵に対する市の職員としての考え方が非常に曖昧だし甘い。要するに、基本的にもとの設計事務所はこの現場に何回来て、どれだけの打ち合わせをしているの。ほとんど一次下請が設備業者と打ち合わせをしてこの建物をやってきていると思うんですよ。

そういったもとの本当の責任を負わなきゃいけない安藤・間、そこの設計担当者が、じゃ、何回来て、どのような打ち合わせをしているか、答えられますか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） 定例的な打ち合わせにつきましては毎週1回、施工業者と、それから設計者、それから私どものいわゆる発注元である管財系の職員と、いわゆる工事を担当しておる施設系の職員が出て打ち合わせをしております。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 月岡委員。

○月岡修一委員 これだけの建物でしたら毎週1回、これは基本的なことで当然です。

そういった中で、例えば次の過程の、もう次のこの部分をやるといったときに、当然ながら、何がどういう支障があって、何をどうするかということは設備業者とか下請業者とか来て、当然ながら相談をしていると思うんですが、そういったことが、やってみなきゃわからない、解体してから、ああ、じゃ、追加ですね、これは手直しですねという、そういったことがないように去年、私はもう申し上げておいたわけですけども、そういったことでの打ち合わせというのはなかったんですか。管理上の打ち合わせだけをされておったんですか、工程管理だけの。どんなふうでしょうか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） もちろん工程的なものもありますし、工事の中で今回出てきているような支障になることだとか、そういうことも含めた形で打ち合わせはしてお

るというふうに報告で見えております。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 月岡委員。

○月岡修一委員 今、報告ということは、課長さんとかうちの市の責任者は立ち会っていない、その監理状況の打ち合わせに出ていないんですか。

（私がという……の声あり）

○月岡修一委員 あなたも出ていないですか。

（私は全ては出ている時間はありませんので、全ては出ていませんの声あり）

○月岡修一委員 僕、大きな問題だと思うんですよ。そういったほとんど知識のある人が、若い職員さんがないとかあるとかいうのは別にして、やはり知識のある人がやはりきちっと、これは終わってしまったことなので仕方ないんですけども、責任ある行動というのは要所要所やっぱり出て行って、いろんな角度からもうこれ以上問題はないのか、これ以上追加は出ませんかといって確認をしながら仕事はしていかなきゃいけないんです。

しかし、ぼろぼろぼろぼろと、追加の追加、これ何回目ですか、数千万、数千万、数千万と。民間とか国だったら絶対あり得ませんよ、こんなこと、本当に。業者の資質も問われるし、管理能力も問われるし、そして、施工を依頼した豊明市役所の責任管理も問われてしまうんですよ。

やっぱりそういった、10億近い金を出しておるんでしょう、これ。終わってからも恐らくまだ何か当然出てきますよ、あっちだこっちやとね。間違いなく出てきますよ。その金額の重みをやっぱり考えたときに、もうちょっとやっぱり真剣に真摯に向き合っていただかないと、もう二度とこんな大きな工事はないと思いますが、やっぱりどこかでこれ、相当数に無駄は発生しているとしか思えない。本当に設計、監理という全ての能力を発揮して6,000万以上の金額に合った仕事をしていないということですよ、元請が、はっきり申し上げたら、そうでしょう。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 月岡委員、質疑をお願いします。

○月岡修一委員 質疑ですか。

ですから、そういう責任は豊明市にもあると思うんですが、そういった皆さんの思いをどういうふうに処理されるのか。課長さん、つらいでしょうけど答弁してください。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） 私のできる能力の範囲で一生懸命やらせていただいております。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 石川市民生活部長。

○市民生活部長（石川順一君） 全ての機会に課長が行けなかったのは私の指導不足もあると思い、申しわけございませんでした。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 近藤委員。

○近藤裕英委員 設計監理者と安藤・間のJVの努力で、例えば工事変更、ここはもうここまでやらなくていい、こういう安い工法があるんじゃないかと、いわゆる増額じゃなくて減額に対して努力されたようなことはあったのかということと、そういったことの報告を受けているかどうか教えてください。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） もちろんこれ、今回の部分というのは設計増という部分が今回ほとんど出ております。実際の話をしてしますと、もちろんこれはやらなくてもいいよという減という部分ももちろん今までの工事の中でありました。

例えば、ちょっと今思いつきはしませんが、プラスマイナス、今まで私ども57回ほど協議をしておりますが、設計者からマイナスという協議も受けておりますので、そういうのはプラスマイナスはもちろんしております。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 近藤委員。

○近藤裕英委員 関連で。

できれば、わかりやすいように、もう減なら減の項目を出されて、増は増という形で、一括してしまうと単純にもうふえているばっかにしか見えないので、そういったような資料提出をもし今後あれば、わかればありがたいなど。

相対的に言うと、議長も先ほどおっしゃって見えましたが、設計、監理と業者側というのは、私が例えば実際に現場を受け持つと、私の負担で直さなきゃいけないということも間々発生するんですね、民間ですと。業者と話し合っ、どういう費用を案分して補おうかというところが出てきます。

ただ、それを公的な事業でしなさいということはありませんけど、今後こういうことは発生すると思うんですね。管理者、いわゆる当局側、設計監理業者、JVとか工務店さんとか、だから、そういったことを、こういうことがあったので、今後、管理者に対する責任とか説明もちゃんと私たちの議員に及ぶようにしていただきたいと思いますけど、いかがですか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） おっしゃられるとおりでございます。

今回、たまたま、先ほども申し上げましたように9月の変更のときはプラスもあったりマイナスもあったりという御説明をさせていただきました。今回はたまたまちょっと余り不可視な部分が多かったもんですからプラスばかりになってしまったということで、まことに申しわけございませんが、このような形になってしまいましたので、よろしく願いいたします。

（今後の方針をの声あり）

○総務防災課長（相羽喜次君） 今後、逆に言うとこれで今年度が最終年度ですので、今既に協議を始めておるのもございますので、そういう中にはマイナスもございますので、プラスマイナス、最後は何とか変更がほとんどない、500万未満で議会で御承認をいただかない範囲でおさめられるように努力はさせていただきます。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 近藤委員。

○近藤裕英委員 ちょっと関連で。

これは部長にお答え願えばいいと思うんですけど、いわゆる私どもの議会とか豊明市から、設計監理者に対するスタンスを今後についてどういうふうにお考えですか。この工事にかかわらなく、ずっと公共事業で発注は続いていきますので、お答えください。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

石川市民生活部長。

○市民生活部長（石川順一君） そういった監理者についてもしっかりと指導できるようにしていきたい、技術の職員がおりますので、そちらからしっかりと指導させるようにしたいと思います。

終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

月岡委員。

○月岡修一委員 相羽課長さん、ちょっと言葉にやっぱり気をつけていただかないと、今後も私は追加工事、変更工事が出るだろうと先ほど申し上げましたが、議会の承認を得ない500万以下で出るでしょうということは、これはやっぱり議会軽視ですよ。昔の市長さんがよくやっていた、それを。4百九十何万とかね。そういう手法で議会軽視がありました。昔の消防庁舎とか三崎小学校とか、いろんなところでありました。

そのような手法をここで言うべきではないと思いますよ。いかがでしょうか、部長さん。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 石川部長。

○市民生活部長（石川順一君） 今、協議しておる細かい分もございますけれども、次回には細かく全て議会のほうにお示ししたいと思っております。

終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） 今、議長から御指摘がありましたように、私、ちょっと不適切な発言がございますので、訂正をよろしく願いいたします。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 公民館のつり天井の改修工事ですけれども、アスベストの撤去と言われましたけど、阿野の終末処理場の解体のときの追加工事みたい、この工事費用、アスベストの処理にどれぐらいの費用と工事費用はかかっているのか、わかればちょっと教えていただきたいんですけども。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁できますか。

相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） 私ども、今把握しておるのが石綿を含む配管類で処理費として60万と報告を受けております。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 それはアスベストを処理するだけのお金ですか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） アスベストを含んだ配管の部分を撤去して、処分して、そこの部分を復旧した材料代ということでございます。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 今回、資料で9件の工事内容が上がっておるわけですが、きのう、実は4階のベランダから議場のほうをちょっと見てみましたら、もう既に天井の工事は終わっているというようなことがあります。この中で、工事が既に終わっているものはどれですか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） この中から見ますと、1番から8番については既にもう着手または、全部完成はしてはおりませんが、着手はしてはおります。9番については、まだ今ごらんのとおり、着手はしてはおりません。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 後藤委員。

○後藤 学委員 行政の大原則として予算を確保する、予算を認められなければ着手はできない、工事はできないということです。これだけ多くの金額、直工だけで1,700万、そういう工事が専決の500万の範囲を超えて行われているということはちょっといかがかと思いますが、どうなんでしょうか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） 工事を進める中で、協議をして最終的に累計で500万を超えた段階でということでした。

今回、ちょっと工期のこともございまして協議というか、これからいわゆるこれをお認めをいただいてから最終的に協議書に対して返答させていただくということですが、実際、ちょっと現場につきましては一部着手をしておるところがございます。議場につきましては完成もしておる部分もございます。

それについてはちょっとお金との管理が、ちょっと私どもが少し曖昧であったのかなというふうに思っております。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 専決もあって、今回、この議案が認められなかった場合、どうなるのか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

相羽総務防災課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） 今、実行してはおりますのでぜひお認めいただけるよう、よろしく願いいたします。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございせんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 先日、議長から松の木がなくなっているという話を聞いてびっくりしました。ずっと囲われているので、私は前のまま残っているもんだというふうに思っていました。

庁舎にかなり近いケヤキが残せるのに、あの松は庁舎の本体からは大分離れてはおります

し、あれはあれだけで独立したきちっとした、造園上どういう言葉で言ったらいいのかわからないですけれども、あの形になっているのに、どうして撤去をしなければいけなかったのかということの御説明をお願いします。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） 玄関の車寄せの部分につきましては、実を言うと玄関の部分にもいわゆるPCのはり、約2.5メートルぐらい前へ出ております。そこから車寄せをつけておりますので、実際、今回つくる車寄せのいわゆる屋根の部分が、旧来ありましたちょうど庭の部分、お庭というんですか松の木のあった部分へ支障となって出ております。

今回、それに相当するような、少し植える植栽部分をつくっておるんですが、その部分がいわゆる駐車場面積がどうしても小さくなって、そのまま出してしまうと小さくなってしまいますので、ほぼ屋根の下ぐらいに入るような形での庭になっておりますので、高木が植えられない状況になってしまったということでございます。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 私、先ほど聞いたのは、議案をお認めいただきたいというのはわかりますけれども、認められなかったらどうなるのかと聞いたんですけれども、ちょっと部長のほう、どうなるかを答弁、お願いいたします。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 明確な答えをお願いします。

石川部長。

○市民生活部長（石川順一君） お認めいただけないと変更契約ができませんので、今進めておる工事を若干戻すような形になってしまうか、あるいは業者との間で補償の問題が起きるといようなことはあるのかなと思っています。

終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤裕英委員 いろんな問題、手続上の順番とかは多少不備があったかと思いますが、いずれにしても悪意を持って進められていることではないというのは私は理解しておりますので、今後、これ以降のところでもより一層精査して、現場を管理していただいて、当局さん側も、進めていただきたい。

もとに戻して、実際に、じゃ、これを認めなくてももとに戻してって、もとに戻すにもお

金がかかるわけですし、どなたかが負担しなきゃいけないところになりますので、工事の工期等にもかかわりますので、そういった、慎重に管理していただきたいということを要望しますが、いかがですか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 質疑ですね。

（そういうつもりがあるかどうかお聞きしたいの声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 石川部長。

○市民生活部長（石川順一君） もちろん、そうやってやっていくんですけども、先ほど現場が進んでおるといってお話だったんですけども、基本的には2週間に1回ずつ現場で協議させていただいて、そこでこういうふうな形に変えていくよという形で進めさせていただいておる、実際には。当然、議決が必要ですので、そういった場面で1つずつ積み上げてきた段階で、500万を超えた段階で議会のほうに御報告させていただくというような形、議決をお願いする形にさせていただいております。

そのときに、物価スライドとかはあわせてお願いするという形で進めさせていただいて、だから、今回については9月議会の次が12月議会でしたので、そういった形でやらせていただきました。

2週間に1回ずつ議会でお願するということはなかなか難しいものですから、ほかの変更契約と同じように現場としては進めさせていただいておるということでございます。たくさん細かいのが積み重なってまいりますので、そうやって進めさせていただいた結果でございます。

終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 清水委員。

○清水義昭委員 今の答弁だと、今後もそういうふうに積み重なっていかないと承認はもらわない、議会の承認は得ないという、そういう理解に聞こえるんですけど、そういう理解でよろしいですか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

石川部長。

○市民生活部長（石川順一君） 基本的には1つずつ全部議決をいただくということではできないものですから、そういった形でやらせていただいております。

終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 後藤委員。

○後藤 学委員 500万の範囲におさまるということが確実な中で増減の調整をしていくということは、まあ、許されるとしても、500万を超える分は権限がないわけですから、予

算を執行する、発注する権限がないわけですので、それは事情はある程度わかりますけれども、御理解くださいではなくて、そういうことはいたしませんという答弁じゃないと私はおかしいと思いますが、いかがでしょうか。できないんですから、そういうことは。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

石川部長。

○市民生活部長（石川順一君） 施工上、どうしても進めざるを得ないという部分がありましたのと工期的なものもございましたので、そうやって進めさせていただいておるんですけれども、当然、そういった形で今後については超えるようなことがあれば、その段階で議会のほうに御相談させていただきます。

終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

三浦委員。

○三浦桂司委員 市役所庁舎というのは職員や議員の仕事場であると同時に市民の財産であるという認識で、賛成の立場で討論します。

五、六年前、庁舎の耐震が満たされていないので建てかえではなくて耐震にしたいと、そのときのざっくりとした金額の説明は、どういう算定をしたかわかりませんが、先ほど来出ているように設計とか監理委託の話は外したかしれませんけれども、約3億円程度であるという説明でした。

その後、東日本大震災による人手不足とか物価スライド、壁をめくったらアスベストが出たとか、同時に改修したらそのほうが効率的だというる事情があると思いますけれども、当初の説明から3倍まで膨らんだということに対してはどうかという部分は確かにあります。本会議の各議員の質問、照明器具の追加とか傍聴席の天井の変更、議会に説明は欲しかったかなという点があります。

皆さん、言われるのは、業者サイドの言いなりになっていないのかとか、割高な資材を購入していないかという点だと思いますけれども、機材や工事に関しては私も素人の部分がありますので、適正価格というまではちょっと説明できませんけれども、金額の高い安いというのは、これは皮膚感覚でわかりますので、繰り返しますが、市役所は市民の財産なので、完成まで追加工事が生じる可能性があるかもしれないと言われたときはできるだけオープンにして、市民に使いやすい市役所にしていただくよう要望して、とりあ

えず賛成といたします。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 じゃ、賛成の立場で討論いたしますが、2点、御指摘をさせていただきます。

1点目は、設計監理費で6千数百万のお金がかかっていると、相当きちとした仕事ができる金額だと私は思いますので、それにもかかわらず、配管の取りかえだとか、あるいは外構工事だとか、明らかにきちっと考えていけばわかる、我々素人でもわかるような工事が後で追加で出てくるというのは、その業者の仕事に対するチェックが甘かったのではないか、設計業者に対するチェックが甘かったのではないかなということを反省していただきたいというふうに思います。

それから、もう一点は、500万の専決の範囲内ならともかく、それを大きく超えるところまで追加工事がされていると。先ほど申し上げましたけれども、予算を認めてもらわなければ仕事ができない、これは私も行政にいて、そういうことは常に心しながら仕事をしてまいりましたので、最近、このことに限らず、今回の補正でもほかでそれと同じようなことが起きているんですが、最近、時々そういうことが見られますので、これはぜひ全庁的に、きちんと予算を確保してそれで仕事をやるという当たり前のことをしっかり職員に教育をしていただきたい。

その2点をお願いして、賛成とさせていただきます。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤裕英委員 賛成の立場で討論させていただきます。

例えば、水漏れがあって、水漏れを直すのに予算がこれぐらいかかりますから決めてから直すといえ水が漏れ続けてしまうので、そういう緊急なところはもう現場の判断でやっていただければいいと、例としてですね。

ただ、繰り返し申し上げますが、設計監理者に対する責任というのを多く負ってもらわないといけない、JVさんは設計監理者のもとで施工しているわけですから、そういったところを改めて設計監理者のほうに申し入れをしていただきたいということで、賛成の立場です。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第58号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第58号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第61号 第5次豊明市総合計画基本構想についてを議題とします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

小串企画政策課長。

○企画政策課長（小串真美君） それでは、議案第61号 第5次豊明市総合計画基本構想について御説明申し上げます。

この案を提出いたしますのは、豊明市総合計画条例第6条の規定により、議会の議決を得る必要があるからであります。

それでは、基本構想について説明申し上げますので、2枚おめくりいただきまして、表紙の裏、ページ左側の目次からごらんいただきたいと思います。

このたび上程いたしました第5次豊明市総合計画の基本構想ですが、まちの未来像、それから、人口と土地利用、まちづくりの理念、めざすまちの姿、この4つの節の構成となっております。

ページ右側、1ページをお願いいたします。

基本構想の1、まちの未来像についてであります、「みんなでつなぐ しあわせのまち とよあけ」といたしました。

男性も女性も、障がいのある方も、国籍に関係なく、子どもからお年寄りまで、誰もが輝き、まちづくりの主体者として活躍できるまちを目指してまいりたいと思います。

2ページをお願いいたします。

基本構想の2、人口と土地利用についてであります。

まず、将来人口についてですが、昭和35年から続く本市のこれまでの人口増加の状況を整理しまして、平成22年度の国勢調査での人口、それから、全国的な人口減少である状況、本市人口の社会減の課題、こういったものを整理しまして、人口増加に全力を挙げて取り組むことで計画終了の平成37年度における人口を7万1,000といたしました。

中段、土地利用の見直しにつきましては、本市の立地等の特徴を記した後、人口減少時代を生き抜く持続可能な都市となるため、市域を居住ゾーン、田園居住ゾーン、産業ゾーン、農地・緑地ゾーンの4つに区分し、前段に記しました本市の特徴を生かした計画的かつ有効な土地利用を図り、発展的かつ自然と共存する安全で快適な都市を目指してまいり

たいと思います。

続きまして、3ページをお願いいたします。

基本構想の3、まちづくりの理念についてであります。市民アンケートにおいて多くの市民が重要と回答しました安心、快適、健やか、つながり、誠実、元気、挑戦、この7つを本市が目指すまちづくりの理念として掲載しております。

4ページ、5ページのほうをお願いいたします。

基本構想の4、めざすまちの姿であります。

政策マーケティング手法を採用しまして、多くの市民が大事と考える37のまちの将来像と、我々行政が広域的、長期的視点から必要と考えた3つのまちの未来像との計40のめざすまちの姿を計画期間中ぶれることなく堅持する目標としてまちづくりの理念ごとに整理して掲げております。

なお、未定稿であります。計画書のイメージを少しでもお伝えしたいと思ひまして、本日、机上のほうに第5次豊明市総合計画案ということで、カラー刷りの冊子を御用意させていただきました。

こちらのほうの資料では、上程しております基本構想は第2章の部分にございまして、ページで申し上げますと、11ページから15ページのところに掲載されておりますので、デザインはまだ決定ではありませんが、イメージを捉えていただくということで御参照いただければと思います。

こちらのほうの参考資料は、策定過程のものをきょう間に合わせたような形でありますので、中の文面等、上程させていただいた議案とは一部、異なっている部分もございまして、あらかじめ御了承いただければと思います。

以上で議案第61号 第5次豊明市総合計画基本構想についての説明を終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

清水委員。

○清水義昭委員 最初に確認なんですけれども、この第5次総計の基本構想というので議会のほうの承認を得る必要があるというのは、この4枚ということによろしいでしょうか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 資料確認ですかね。

○清水義昭委員 議案として認める認めないというのを審査するのは、この4枚のものでよろしいでしょうか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

小串企画政策課長。

○企画政策課長（小串真美君） 総合計画条例上、そのように決まっております。

終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 2ページの将来人口ですけれども、7万1,000人と書いてあります。

基本構想なので、ちょっと質問しにくいんですけども、30代、40代が希望する物件が少ないのでこの世代が流出していく傾向にある。だから、新市街地をつくると、土地利用計画にも絡みますけれども、だから、新市街地をつくる、区画整理を進めていくと言われました。

新市街化区域と隣接する市街地を、市街化を進めていくのか、榎山のように調整区域を市街化していく考えなのか、市街地を拡大して、他市から若い世代の人口を持ってくるといふ、7,100人という数字だと思いますけれども、どちらの考えをより重視しておりますか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

小串課長。

○企画政策課長（小串真美君） 総合計画の段階では、どの手法を重視というのはなかなか申し上げにくいんですが、最終的には地権者の方の協力が必要になるということで、総合計画の土地利用の構想の段階では、可能なところから新市街地開発、榎山のようなケースもございますし、隣接の市街化調整区域の市街化編入だとか、場合によってはディベロッパー開発等もあり得るのかなというふうに思っております。とりあえずできるところをしっかりとっていきたいと考えております。

終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 同じく、将来人口のところ、字句の問題なんですけど、これ、平成37年度における人口7万1,000人想定ということで、それを比較するというか、どれだけ、手を打たなければどういうふうになるのかということがなくて、その前のところ、平成52年に6万人というふうになっておるんですけど、ここ、そういうのを比較する文面というか、そういうふうにするには抵抗ありますでしょうか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

小串課長。

○企画政策課長（小串真美君） 人口は、そのまま手を打たなければこのような形になる

という推計がございまして、総合計画のほうには今、載せておりませんが、そこに対してどれくらいふやせば目標に達するか、あと、そのためには今、市域の人口密度からして、何ヘクタールぐらい必要になるだろうか、そのヘクタールが実際可能だろうか、そういったことを土地利用のほうで考えておりますので、御承知いただきたいと思います。

終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございせんか。

近藤委員。

○近藤裕英委員 全体、相対的なところで、当然、準備というのは前市長のころから行われていたことであると思いますので、新市長の小浮市長にかわられてからはぐっと変わったよというところがあれば教えてください。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

小串企画政策課長。

○企画政策課長（小串真美君） 新市長のもとに大きく変わったところと申し上げますと、1つは、目標でありますめざすまちの姿、41項でほぼ内定しておいたものを、1つ削除して40項にしております。

ただ、新市長は御存じのとおり副市長として今回の総合計画策定のコンサルの選定段階から一緒にやっておりますので、余り大きな変更というのはなかったのかなと思っております。

終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございせんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 それでは、質問させていただきますが、1ページのまちの未来像、「みんなでつなぐ しあわせのまち とよあけ」、さっと読むとそれなりにイメージはわかるんですが、これ、よく見るとかなり文法的におかしい表現だなということを感じますが、これはどういう経緯でこの表現が選ばれたのか、文法的な細かいことは一々言いませんので、そのことをちょっと参考までにお聞きしたいということと、要はみんなで幸せな豊明をつくろうと、みんなで力を合わせて幸せな豊明をつくろうというようなイメージだと思いますが、そういうことであると、第4次の基本理念、「協働で創るしあわせ社会」、これもみんなでいいまちをつくろうということで、言葉は違っても内容は全く同じなんですね。それで、前の第4次の総合計画で10年間やってきて、このような質問がきのう議案質疑の中でもたしかちょっとあったような気がしますけれども、10年間の総括を踏まえた、今までを超える新しいスローガンというのは考えられなかったのかどうか、今までの10年

をどう総括して、次の10年の課題が何で、そのことがこのスローガンにどう表現されているのかというあたりをちょっと御説明いただきたい。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

伏屋行政経営部長。

○行政経営部長（伏屋一幸君） それでは、私のほうからお願いいたします。

スローガンでございます。第4次総と一緒にではないかというような御指摘でございますけれども、さらに市民協働を進めていきたいというようなことが大きくクローズアップされているわけです。

一般質問等でいろいろと御答弁させていただいておりますけれども、豊明市は今後、非常に財政が今まで以上に苦しくなるというようなことで、今まで以上に協働の社会をやっぱりつくっていかないとだめだろうということが一番大きい理由となっております。

どういうふうにつくったかということなんですけれども、職員から、めざすまちの姿を見てもらって、それを一言で圧縮して、これだという言葉を集めたんですけれども、その中から選んだわけではなくて、その百数十個の中から結局ちょっとずつ何かちょっと違うなというようなことがあったものですから、幹部の中で話し合っ、ちょっと文法的におかしいという御指摘もございましたけれども、やっぱりみんな、地域みんな、企業みんな、皆さん、我々行政職員、それぞれの立場でそれぞれできることをしていただいて、我々はして、それで皆さんが幸せになっていただこうと、そういう願いというものが強く出たフレーズになっています。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

月岡委員。

○月岡修一委員 5ページなんですけれども、挑戦の部分で、子どもが夢を持ち、将来グローバル、グローバル・プラス・ローカルと書いてありますけど、これは国や愛知県で使われているグローバルという言葉なのか、英語的に通用しますか、これ、グローバルとローカルで、豊明市がつくった言葉ですか、これは。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

小串課長。

○企画政策課長（小串真美君） このグローバルの部分は、実は、本部会議のほうでも議論のほうがあったところで、結論から申し上げまして、造語になります。

ただ、私どもがつくったのではなくて、このグローバルとローカルという言葉を合わせ

た、例えば、一番よく目にするのはそういった雑誌、グローバルというような雑誌等もございまして、内外に活躍するような、そのようなイメージだと思います。

将来を担う子どもたちが地域で活躍してほしいということで、少しローカル的な施策に行きそうになったときに、別の幹部のほうから、いや、外へ出て行って活躍する、そういうグローバルな、そんな人材を育てるのも必要じゃないかと、両方とりたいということで、将来グローバルに活躍できるという少し大きなめざすまちの姿の言葉とさせていただきます。

終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 月岡委員。

○月岡修一委員 もし、私がこのグローバルを暗記していて、外国人と話して、グローバルと言ったとき、英語圏の人に通用しますか。教えてください。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

小串課長。

○企画政策課長（小串真美君） 少しネイティブの方に聞いてみないとわからないんですけど、通用しないんじゃないかなと思います。

終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 月岡委員。

○月岡修一委員 行政が英語圏の人に通用しない片仮名英語を用いて、非常に、昔からコンパクトシティだとか、いろんなことでお年寄りからわけのわからない、行政がこういう片仮名英語を使っていいのかという批判もある中で、さらにまた、雑誌が使っておるこういう造語を行政として用いて、さらに括弧でグローバル・プラス・ローカルってつけ加えて説明しなきゃいけないような文章が、こういう大事な文章の中に残すということはいかがなものでしょうかね。

普通に書けばいいじゃないですか、造語にしなくたって。一々説明しなくちゃいけないでしょう、これ。日本人に対しても説明しなきゃいけない。何でこれ、わざわざ括弧書きでこんなことする必要があります。グローバル、わからんな全然。もう内外的にやったら内外的でいけないんですか。日本語で書いたらいけないんですか、この文は。重みがないんですか、日本は。

（発言する者あり）

○月岡修一委員 いやいや教えてください。あなたがどれほど英語に精通しているか知りませんが、これ、現実にお年寄りから子どもまで説明なしで通りますか、これが。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

伏屋部長。

○行政経営部長（伏屋一幸君） 今、月岡委員がおっしゃられたように、さっき課長も説明いたしましたが、かなり、これ、本部会議、幹部の集まった会議の中で議論いたしました。

その中で、一般的になりつつある言葉なので使おうというふうに最終的に決めたんですけども、結局、今おっしゃられたとおりに説明しないとちょっとわからないのかなというようなこともございまして、括弧書きで加えさせていただいております。

そういったことでかなり議論を尽くした中で我々、これを一般的な言葉として使っていくということになりました。これについては、今後、この言葉でできるだけ幅広い方々に説明をしていきたい、わかりやすくしていきたいと、そういったことに努めてまいりたいと思います。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 月岡委員。

○月岡修一委員 とても今の御説明、申しわけない、納得できません。

あなた方の会議の中でそういう議論を尽くしたって、一々説明をしなくちゃいけないことが、漢字で辞書を引くのと違いますよ、これ、一々。そんなことをやっている委員の皆さんばかりですか。こんなところで議論する時間なんかもったいないじゃないですか。当たり前のようにどうして書けないんですか、日本語で。日本語では通用しないんですか、重みがないということですか。それほど何で造語にこだわる必要があるんですか。基本的な重要な文面でしょう、これ。そこで造語を用いてこれを日本国にはやらせるわけ、普及させるわけですか、造語を。豊明市民にこの造語を、グローバルという言葉も普及させたいわけですか。何の意味があります、外国人に通用しない片仮名英語で。教えてくださいよ。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

伏屋行政経営部長。

○行政経営部長（伏屋一幸君） 先ほどと同じような説明になってしまうと思うんですけども、随分議論を尽くさせていただきました。本当にわからないとおっしゃる方については、コンピューター用語なんかも全てそうなんですけれども、できるだけ我々、丁寧にやっていく必要があるかとは思っています。

ここでこの言葉を変えるかどうかということまで言及ができませんので、とりあえず、こうしたことで、こうした経緯でこういった言葉が出てきたということを説明させていただきました。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 2ページの人口と土地利用のところですが、まず、将来人口のことですけれども、7万1,000というこの目標数がいいかどうかは別として、目標はここではっきり示されておるんですね。

ところが、それに対してどうするかという部分は、人口増加に全力を挙げて取り組むと、非常に抽象的な表現に終わっていると。参考までに、現在の第4次総合計画のこの部分を見てみると、子育て支援の充実とか居住環境の整備とか、そういった方策が盛り込んであるんですね。どういうことをやってこの目標を達成するかということが。

そのどういうことをやってという部分がこの将来人口の中には書かれていないというのは、基本構想としてちょっと欠けているんじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

小串課長。

○企画政策課長（小串真美君） 今回の総合計画は、目標を堅持して具体的な事業は後々入れかえるということを想定して記載しておりません。

人口7万1,000、これを目指すためには、本会議場でも答弁があったかと思いますが、新市街地開発だとか、多世代同居だとか、Uターン施策だとか、独身寮だとか、いろいろ考えているものはございますが、その時々タイミングで総合計画の一番ベースになります実施計画のほうで3年ローリングで毎年入れかえて実施していきたいというふうに考えております。

終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 関連ですか。

後藤委員。

○後藤 学委員 その同じページの土地利用の見通しのほうでも、ここでは土地の利用が居住ゾーンとか田園ゾーンとか、ただ4区分してあるだけで、これがおおよそどの地域なのかとか、そういったことは書かれていないんですね、ここに。これも、その部分がこの基本構想の中で私は欠如していると思いますけれども、その点についていかがでしょうか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

小串課長。

○企画政策課長（小串真美君） 委員御指摘のとおり、第4次総合計画を見ていただきますと、この土地利用の見通しの部分に、今回、基本計画のほうに書かせていただいております。

ます土地利用構想図のほうが載っております。

大きく第4次と5次で変わってきたのが、第4次までは国が日本を開発してきたような土建国家の流れの中で、人口増加と箱物行政というんですか、そういった形のまちづくり計画、3次までは少なくともそうだったかなと思っております。4次もそういった流れの中でつくっておりますが、今回、第5次総合計画は人口減少社会に入りまして、この地域はまだ少しふえておりますが、低位推計ですと、極端な例ですけど、3分の1ぐらいまで人口が減るだろうと言われております。

そういった中で、箱物等、アセットの問題もございまして、今後、市民の方が願うまちづくりをするためには、やはりソフト事業が中心になっていくんじゃないかと、そういった関係で、総合計画の基本構想部分には、つくっていく中ではこの人口と土地利用のことを書くのをやめようかというような議論も実はございました。

ただ、総合計画が上位機関に果たす権限等の役割もございまして、必要最低限残して、あとは基本計画のほうに入れさせていただきました。基本計画のほうは計画書の中でもうたわせていただきますが、5年間で見直しを実施します。ですので、土地利用構想図のほうも中間見直しのときに社会的変化等を捉えて、こうしたほうが本市にとってもっと有利ではないかということがあれば、逆に書きかえができるような状態で設定させていただいておりますので、御理解いただければと思います。

終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ここで、会議の途中ですが、10分間の休憩をとります。

午前11時10分休憩

午前11時19分再開

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を続けます。

質疑のある方、挙手を願います。

後藤委員。

○後藤 学委員 先ほどの続きですけれども、先ほど将来人口と、それから、土地利用の見通しについて、第4次計画と比べて具体的なことがここには書いていないということを申し上げました。それは、基本計画等においてあるというような答弁でしたけれども、実はこれ、すごい重大なことなんです。

どうして重大かというのと、先ほど清水委員が確認されたように、今回、我々の議決対象はこの基本構想なんです。基本構想の中身でいかどうかを決定するわけなんです。

議会で。あなたたちが決定するところから、その部分は外してありますという答弁をされたのと同じことなんです。もっと言えば、あなたたち議会はかかわらなくてよろしいと、それは私たちがやっていきますというふうに言われたのと同じ意味を持つんですね。

そういう発言がこれまで企画課の方たちとしている場合によくこういう趣旨のことが、今回は実施計画とか、それから、後で出てきますけれども、ツリー型ロジックモデルでやっていくとか、要するに行政がやっていくということが非常に強調されている。これは、コンサルがそういう考えを持っておるからそれに従っているということだと思わなければならないけれども、我々議員の立場からすれば、我々の議決事項のところから、なぜ、例えば人口はどういうことをやって人口をふやしていくのかという部分が書けないのか、書いていないのかかわからないわけ。ここでは判断できない。それから、土地利用の見直しについても人口をふやすと言っているながら、この土地利用をどういうふうに見直すのか。これ、発展的かつ自然と共存する安全で快適な都市を目指しますと書いてあるだけで、少なくとも考え方としてこの市のどこをどんなふうにするんだというようなことは、ある程度は書いていないと、イメージとしてはこの議案からは我々、理解できないということなんです。

これ、まだ後でも同じことが出てきますが、そういうことについてどのように考えているのか、これはむしろ部長のほうにお聞きしたいと思います。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

伏屋行政経営部長。

○行政経営部長（伏屋一幸君） 先ほど課長が説明しましたことに加えて申し上げますならば、土地利用構想がここに載っていないということで、まず申し上げたいのは、決して議会の皆さんに御相談なしに決めていこうとは思っていないということはまず御理解いただきたいと思います。我々が勝手にやろうということも全く考えておりません。

ただ、今回の土地利用構想図については、いろんな条件によって急に変更しないといけなくなる可能性が非常に高うございます。そういったときに、すぐさま議会を開いていただいてということも考えられるんですが、皆さんにも御相談しながら土地利用計画を、総合計画を変えていくというようなことにもつながっていくんですけども、そういったことが柔軟にやれるようにというようなこともございました。

ただ、その場合においても、今回もそうなんですけれども、9月に説明させていただきましたし、昨年も5回ほど各党派に説明をさせていただきました。

そういったことを積み重ねて議員の皆さんの意見もお聞きしながらつくっておりますので、必ずしも市が自分たちがやるんだというようなことで自分たちだけが正しいんだみたいな、そういう態度でやっておるということではないと、決してないということをお申し上

げたいと思います。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 後藤委員。

○後藤 学委員 そのことに関連してですが、今回のこの将来人口の部分にしても、土地利用の見通しにしても、もう非常にコンパクトですよね。これ、先ほど私が言ったことをここに書き加えたところでそれほど字数がふえるわけではないし、それから、それが載っているから身動きがとれなくなるということもないと思うんですよ。

やっぱりそこは方向として私は示すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

小串課長。

○企画政策課長（小串真美君） 済みません、私の先ほどの答弁は、そのような意図は、今、部長が申し上げましたとおり、決してございませんのでよろしく御理解いただきたいと思えます。

今回、先ほど委員もおっしゃられたとおり、NPO系のコンサルのもとに策定をしておるわけなんですけど、将来人口と土地利用見通し、これを実際には総合計画のほうの基本構想に載せていない団体もありますよというようなお話も伺っております。

一番大もとの変更は地方自治法に基本構想の策定義務がなくなったということが根底にございます。ですから、もうこういうグランドデザインからくる総合計画は国のほうは要らないというようなことをはっきり示したわけですね。ただ、つくるのであれば、条例化したり、各団体で独自でやってください。そうはいつでも、許認可のときに市として最上位にまちづくりの方向性を示したものが必ず確認をされます。そのときに、指定していないような土地利用を県のほうが認めるようなこともございませんし、40のめざすまちの姿を実現するためにやっぱり税収確保というのは根底にあって、そのために最適な手法を採用していただいたということになります。

土地利用構想図の見直しが可能なところへ載せたのも、これはコンサルが不要だと言ったことを私どもの判断で載せたいということで載せさせていただきました。あと、載せてある地図、参考資料のほうの20ページのところになりますが、これは少しデフォルメしたようなイメージがございまして、実はもっと簡単な図を当初考えておりました。長方形を豊明のように少し右に30度ぐらい傾けただけのもので、本当にイメージを伝えるだけ、そのような総合計画も他市ではたくさんございまして、うちはそれよりももう少し具体的に4次総に近い形でお示しして、新市街地開発と土地利用も含めた従来のつくり方の要素も少し残しているということで、今考えられる最も総合計画が効果的な計画であるように考

えさせていただきますので、御理解いただきたいなと思います。

終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 後藤委員の質問にちょっとかぶりますけれども、総合計画は国が要らないと、人口と土地利用計画は1つのまちのポイントだと思うんですね。だけど、総合計画に書いたからといって豊明市独自では用途変更はできませんよね。

これは住居ゾーンと産業ゾーン、これはわかるんですけども、田園住居ゾーンと農地・緑化ゾーンの、これを進めるには県の許認可が必要で、一昨年、インター周辺の開発において、地権者の人が、大部分が賛成を得たので現状、生産物流ゾーンを商業施設なども建てられるようにという、県のほうに、都市計画課のほうに課長のほうに県会議員とともに、当時の正副委員長で相談、陳情に行ったんですけども、そのときはやっぱりこの総合計画に書いていない、都市計画道路が書いていないということで、もう頑としてその時点でもう拒否されました。

だから、どこを、どの地域を、ある程度、どのようにすべきかというのは、これ、明確化しておかないと、今後のまちづくりに対して、そのようなことを考慮しながら、できるかもしれないけれども、万が一できないかもしれない、けどこの道路は必要だということも考えてこれを作成されましたかね。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

小串課長。

○企画政策課長（小串真美君） 総合計画に載せております、基本計画のほうですが、この土地利用構想図、20ページを見ただけですと、都市計画決定した道路が、未供用部分も含めて示しておりますが、あくまでも土地利用構想図だもんですから、その土地の位置をある程度把握していただくために、河川も含めて示しております。

ですので、道路計画のほうは都市マスタープランから派生する道路計画のほうに譲ることになると思いますが、土地利用構想図というものは、ちょっと道路は意識していないということで御理解いただきたいと思います。

終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 しかし、県や国としてはこの総合計画を基準に、盾に頑として言ってきたので、その点もやっぱり考慮すべきではなかったといっても結果論になってしまうので、じゃないですか。お聞きします。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

小串課長。

○企画政策課長（小串真美君） 今、20ページに載せております土地利用構想図につきましては、これまで都市計画決定しております道路を、未供用部分も含めて書いておりますので、未供用部分については総合計画が効力、威力を発揮するのではないかと考えております。

終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

月岡委員。

○月岡修一委員 今、後藤委員のほうからも土地利用に関して、こうしたらどうですかという、そういった御提案がありましたけれども、御説明の中では全く変更する余地もないよと、そんなあなた方の気持ちが伝わってきます。

恐らく、議会に、少々時間をかけてもそこそこ説明しておけば通るだろうと、そのぐらいの思いでやっているのかどうかわかりませんが、それならば、先ほど部長が、私がこだわった将来グローバル、もう既に雑誌で造語が使われておる、そういうお話でしたね。それから、この第5次豊明市総合計画案に携わった委員の皆さんと激論した結果、決めたと。もうそこまで自信を持っているならば、この括弧のグローバル・プラス・ローカルはなぜつける必要がありますか。少なくとも、これ、消してください。最低、僕、これに対して賛成する最低条件ですよ。そこまで皆さんがこれはもう既に世の中に行き渡っている言葉だとおっしゃるならば、説明は要らんじゃないですか。何でそういう言葉をここで補足説明する必要があるんですか、あちこちで。これ、ずっと残っていきますよ。そうすると、将来、ここに書いてあるコンパクトシティがやがて日本語になってしまったように、なったときに、この括弧の説明、要らないじゃないですか、少なくともね。

どうも、ずっと通しで考えるとやっぱり、僕はもうはっきりと申し上げますけど、議会軽視というか、いろんな部分で感じる部分がある、はっきり申し上げて。あなた方、いろんなところで議会の承認を得なければとおっしゃいますけど、内容を精査する上で、そういうふうに思えない部分がたくさんあるということですよ、我々議員から見れば。

幾ら検討委員会とかこの計画に携わった人たちがいいと言ったところで、我々がどこかで抵抗したらどうなのかという、いたずらに時間をかけたくないんですけど、もう少しやっぱり真摯に向き合って、重要な部分はやっぱり見直しをすとか、考えていただく必要があったんじゃないですか。こんな重要なことをつくるのに、こんなことで軽はずみなところで時間を使いたくないんですけど、少なくとも自信を持って書いた言葉ならば、グローバル・プラス・ローカルなんという変な文字は消すべきでしょう、全部、いかがですか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

小串課長。

○企画政策課長（小串真美君） 大変申しわけありません。

少し記憶が曖昧なのですが、総合計画審議会のほうでも少し触れたのかなと思っております。深く反省しまして、説明の括弧書きは取らせていただこうかなと、今、私の判断だけではお答え申し上げられないんですけど、取っていく方向で検討したいと思います。

やはり、少し説明が要るだろうというような議論が自分の記憶の中でもかなりありましたので、資料編のほうに用語解説のようなページがございますので、そちらのほうに少し説明を加える形で変更させていただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 めざすまちの姿が市民のアンケートだとか、多くの市民が望むめざすまちの姿、37に絞り込んだ。行政が3つ追加して40にしたということなんですけど、行政が加えた3つはどれなんですか。また、理由も添えてお願いします。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

小串企画政策課長。

○企画政策課長（小串真美君） それでは、まず、3つを申し上げます。

理念、つながりの一番最後にあります、市民が豊明の歴史・伝統・文化に誇りを持ち、次世代が継承し創造している。それから、誠実のほうに行きまして、誠実の下2つ、市民にとって必要な情報が提供され、行政が取り組んでいることが市民に分かりやすい。それから、行政は明確な成果目標を持ち、定期的に達成度を確認し、絶えず改善している。この3点になります。

これらを追加した経緯というか理由であります。グループインタビューから生活実感等のワードを拾い出して、アンケートをそこからつくって市民アンケートをとってという政策マーケティングの一連なんですけど、やはり市民の方は生活に近い部分、そういったところの御意見はたくさん出るんですけど、中長期的な行政経営の視点、やはりどうしても必要なものは必要になるものですから、そういった視点が欠けているというところ、それから、歴史、文化のところ、やはりここが少し出なかったということがあって、やはりないのはどうかということもありまして、市民主体で市民アンケートから目標をつくっているとは申しまして、幹部ミーティングだとか幹部一人一人のインタビュー、それから女性管理職のグループインタビュー等を経て、行政の意見もほかの37にも少しずつは影響

がございます。そのような形で40、まとめております。

終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 同じく4ページのめざすまちの姿ですが、これも先ほどまで申し上げてきたことと似たようなことになりすけれども、ここにはめざすまちの姿、要するに理想の状態、こうだといいなという状態だけが書いてあって、それに向けて何をしようとしているのかということが抽象的にしろ具体的にしろ、とにかく書いていない、全く。

これも、第4次総合計画を見ると、6ページにわたって目指す方向と、それから、そのための大施策、おおむねこんなことをやっていくんだみたいなことが書いてあってわかりやすいわけですよ。

今回、なぜこうやっていくんだという部分がこうも省いてあるのか。これも先ほどのようにうがった見方をすれば、議会は関与しなくてよいと、それは私たちがやっていくと言っているとしたら、この議案を見たらそういうふうにはしか思えないんですね。

議会の意見は尊重する、それから、いろんな資料も確かにいただきましたのでそれを見ればわかるんですが、我々は今この議案を審議しておるわけで、この議案の中でそのくらのことは、別に書き込むことは可能なわけですよ。それをあえてしないというのは、まさに議会に関与させない、我々がやっていくという意思のあらわれでしかないとしたら私には考えられないが、どう思いますか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

小串課長。

○企画政策課長（小串真美君） 具体的事業のほうから御説明申し上げますが、4次総においても、それは基本構想のほうには記述はしておりません。基本計画のほうに記述を行っております。

ただ、今回、今御指摘のありましためざすまちの姿、状態を言っておりますが、これを行政が実施する言葉に置きかえた大施策というものが1対1で対応しております。それは、今回基本計画のほうに、説明会のほうでも少し触れたかと思いますが、基本計画のほうにその下の中施策とともに並べて掲載し、そこにまちづくり指標を載せて、計画の遂行、実態は基本計画のほうで行っていくということで、そちらに少し寄った形になっておりますが、あくまでもきょう御提案、上程させていただいているのは基本構想の部分、これは条例に従ってそうなっておりますが、それまでの説明会においては全てお見せして、構成、中身、そういった形で基本構想の部分はこれでいいだろうということを十分説明して、私

ども、了解を得たと思って本日上程しておりますので、委員、先ほど申し上げられたような意図は本当にございませんで、御理解いただきたいと思ひます。

終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんでか。

後藤委員。

○後藤 学委員 基本構想、構想というのはい理想の状態を示して、そこにどう至ろうとするかということが構想だと思ひますよね。そのうちの理想の状態は示されているけれども、どう至ろうという部分が全く、先ほどの土地利用から、それから人口、土地利用、めざすまちの姿、ここから3つとも全く欠けているというのはい、これは大変問題だと思ひます。

そのことについて、これ以上突っ込んで聞きませんでけれども、この基本構想のめざすまちの姿を実現する、これはもう個々の事業ですよね。事業をやらなければ何の成果もあらわれないわけですので、議会に対してこの構想で理解をしてくれということであれば、ツリー型ロジックモデル、こういう施策事業体系で我々はやっていくんだというものが同時に示されてしかるべきだと思ひますよ。

きのうだかおとといだかの一般質問だと、何かこれからつくるといふようなお話ですが、どうしてそれは同時に示して、我々が理解できるようにしていただけないのでしょうか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願ひます。

小串課長。

○企画政策課長（小串真美君） ツリー型ロジックモデルを使っていますということは何度も私ども、申し上げておひますが、ツリー型ロジックモデルも1つの道具であるということではまず前提として御理解いただきたいと思ひます。

ツリー型ロジックモデルは、今、利用を考えているのは施策評価のところ、40のめざすまちの姿に対して、3つ、4つの指標がついておひます。これは、現状値調査を行って、どこまで伸ばすかといふところも描き隊を中心に考えたわけなんですけれども、その値を確認していく中で、ツリー型ロジックモデルを見て、目標とつながっている幾つかの事業、30なり40の事業の効果的に働いているものと、余り役に立っていないあるいはこれよりもあるアイデアがあるからこの新規事業のほうがいいといふのがあるかと思ひます。

そのロジックモデルは、状態から目標、目標からその事業へうまくつながっていないといけないんですけど、そのつながりぐあいだとか、あと、かかっている予算だとか、いろんなことを加味して、結果として評価として使っていくことを今は予定しておりますので、第5次総計を臨むに当たって、今この段階でちょっとロジックモデルはお示しすることが

できないということになっております。

今後、決算が出てくるときに、まだ未確定ではありますが、どういう形で、ツリー型になっていないかもしれないんですけど、ロジックモデルを使って、事業が目標に対して有効かどうかのお示しはしていかなきゃならないかなというふうには考えております。

終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤裕英委員 ちょっとこの資料に基づいて、20ページの構想図が出ていますね。デフォルメして書いてあるんですが、特に名岡線周辺の産業ゾーン等については、こうやって示せばここに当たる地権者の方たちは、うちの田んぼ、畑はどこに当たるんだと。具体的に白図上で、この線からこっちですよとか、そういうことを示すことができるのか、こういうファジーな地図でずっと、これから変更もあるということを理由にされるのか、そういう明確にここからここというのを地図上で示すことができるのかできないのか教えてください。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

小串課長。

○企画政策課長（小串真美君） 実は、少しフレームというか境目のところを白の少し太目の線で引かせてもらっているのを見てとれるかと思いますが、少しファジーに見せている部分もありますし、田園居住ゾーンと農地・緑地ゾーンの薄い緑と濃い緑、これは実際に居宅が建っているかどうかというところも見て、私の住んでいるところがすぐ開発されてしまうのではないかと、そんな危惧はないように一応配慮してつくっております。

駅からの距離をもって、少し円が見えるところもあるかと思いますが、実際に豊明市の白図に宛てがっていただきますと、この道路かなというのはわかる部分もあるかなと思います。影響を最小限に抑えつつ、最も効果的に見せたいという形で最後、調整をさせていただきました。

終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 めざすまちの姿、今40ということになっているんですけど、さっき説明で41あったというようなことだったのかな。1つ削られた、この削った項目とその理由について教えてください。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

小串課長。

○企画政策課長（小串真美君） 1つ削らせていただいたのは、自然エネルギーの関係の目標を、ちょっと済みません、文言を少し失念してしまいましたが、ちょっと特出しするような形で出ておりました。前市長の強い思いがあって、本来施策レベルだと私ども判断はしておったんですけど、ちょっと政治的な判断で最上位のめざすまちの姿へ持ってきておったんですけど、それは既存の目標の中で十分やっていけるという判断で1個下げさせていただいた、それが何かと申し上げますと、快適のところにあります空気がきれいであると、この中に含めて自然エネルギーのほうは事業として展開していきたいと思っております。

終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 この基本構想、言ってみれば夢が書いてあるだけと言っては失礼ですけども、夢が書いてあるんですよね。それで、我々としてはこれを議決するに当たって、それが本当にできるかどうかということが気になるものですから、先ほどからずっとその手だてが全く示されていないとかというようなことを問題にしておるわけですが、そのことに絡んでもう一つ、財政的にこれができるかどうかということも今、全く示されていないんですね。

私の反省では、今回の第4次もそうですし、第3次も、過去ずっとそうですけれども、実施計画で財政計画が示されたことがない、実施計画じゃない、総合計画で財政的な裏づけというものが示されたことがない。そのことで、計画が要するにただの夢、総花的なただの夢になってしまって、結局十分な成果は上げずに終わっていると。

そこは、財政計画で、この夢というものはできるものとできないものをある程度識別とか峻別していかなきゃいけないと思うんですね。そういう財政計画について今、全く何も示されていないということも我々議会の判断に対する情報提供が足りないというふうに思いますけれども、いかがでしょう。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

小串課長。

○企画政策課長（小串真美君） 最上位のこの構想のレベルでなかなか費用がどれだけかかって、今後どれだけの税収が見込めてというのを、お示しできればそれは理想だと思うんですけどなかなか難しく、どこの団体もできていないというのはそういった事情かな

というふうに思います。

参考資料のほうの8ページをちょっとごらんいただきたいんですけど、こちらのほうに計画の構成と期間ということで、これも申しわけありません、基本構想ではありませんので、直接上程議案にはなっておりませんが、実施計画というところにピラミッドでお示ししております。

一番上の基本構想の部分が今上程させていただいておりますが、最下段の実施計画、こちらのほうはここにも記載させていただいておりますが、3カ年計画で毎年見直しを行いますということで、ここには財源の裏づけをとった計画をお示しして、これは予算議会のときになるかと思いますが、そこで、例えば次の3月ですと第5次総合計画、第1次実施計画という形でお示しできるのかなというふうに思っております。

終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

月岡委員。

○月岡修一委員 済みません、確認されたと思いますけど、15ページを開いていただきますと、当然、確認をされていると思うんですけど、元気、4段目、豊が抜けているような気がするんですけど、どこのまち、豊明市でよろしかったですか、これは。気がついていと思うんですけどね。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

小串課長。

○企画政策課長（小串真美君） 大変申しわけありません。

上程しているほうは大丈夫かなと思うんですけど、まだちょっとデザイン中心でやっているところですので、ちょっと半できで大変申しわけありません。修正いたします。

（気がついていけばいいの声あり）

○企画政策課長（小串真美君） ありがとうございます。

終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

一色副委員長。

○一色美智子委員 同じく、元気の次のものが抜けておるんですけど、挑戦がないんですけど、それはどうしてでしょうか。日付を見たらこれ、きのうなんですよね、つくっているの。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

小串課長。

○企画政策課長（小串真美君） 済みません、こちらも同じ理由で、ちょっとデザイン中心に確認いただきたいということで、大変申しわけない、中途半端なものを出してしまいました。本書のほうは大丈夫でございますので、よろしく願いいたします。

終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

○三浦桂司委員 今、議長が言われた括弧書きの修正という形で賛成、反対かの討論をしないといけないと思うんですけど、それはどう。お取り計らいを。今、小串課長が括弧を外すと、括弧の内容を外すと言われましたので。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 今の三浦委員の発言に関して、協議いたしますので、昼食の休憩に入りたいと思います。

午後1時より再開したいと思います。

以上、暫時休憩をお願いします。

午前11時51分休憩

午後1時再開

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を続けます。

三浦委員。

○三浦桂司委員 議案第61号に対して修正案を提出したいので、お取り計らいをお願いいたします。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ただいま、三浦委員より修正案提出の動議がありましたが、文書にて提出を願うため、暫時休憩といたします。

午後1時1分休憩

午後1時15分再開

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

お手元に配付をいたしましたとおり、三浦委員より修正案が提出されました。

提出者より説明を願います。

三浦委員。

○三浦桂司委員 議案第61号 第5次豊明市総合計画基本構想についてに対する修正案です。

第5次豊明市総合計画基本構想について、一部を次のように修正します。

（4）めざすまちの姿、挑戦中「将来グローバル（グローバル＋ローカル）」を「将来

グローバル」に改める。

以上でございます。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ただいまの修正案に対して質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） これにて質疑を終結し、討論に入ります。

議案第61号に対して、修正案も提出されていますので、討論は修正案も含めて行います。
討論のある方は挙手を願います。

後藤委員。

○後藤 学委員 修正案に賛成の立場で討論をいたします。

質疑の中でも申し上げましたけれども、基本構想の中にめざすまちの姿が夢あるいは願望として書かれていますが、そのために何をするのか、それが本当にできるかという一番大切なことについて一切言及がありません。

構想は、市民の代表である議会が議決する対象でありますので、この中にないということは議会の関与を避け、総計で何をするかは、市当局の裁量で決めるという意味のあらわれというふうを読むこともできます。ロジックモデルや財政計画が示されないことも、重要なことは市当局が決めるという姿勢のあらわれと言えます。

しかしながら、今後、総合計画の進行管理に当たっては市民参加あるいは議会の関与に十分配慮して進めていただけるということでもありますので、その言葉を忘れず、しっかりやっていただくように要望して、賛成といたします。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほか。

月岡委員。

○月岡修一委員 私の発言が修正案の提出ということで随分時間を費やしてしまい、申しわけなく思いますが、私、やはり将来的に一句一字、その全ての責任は小浮市長にかかるわけです。そういった意味で私は厳しい姿勢を貫いているわけですがけれども、最終的には総合政策、こういう原案をつくった人たちの責任というのは問われない。やっぱり一番トップの市長のところに責任が行く。そういったことを考えたときに、やはり真摯な姿勢でやっぱりいろいろとこれからのいろんな問題について取り組んでいただきたいし、1期生の多い今の現状の議会の中でも全議員が一生懸命やっているのは事実です。そういったことをやはり考慮しながら、お互いに真摯に向き合って議会活動、行政活動をしていかなきゃいけないと思いますので、そういったことをお願いしまして、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

(発言する者あり)

○総務委員長(ふじえ真理子議員) 修正案に対して……。

○月岡修一委員 済みません、修正案に対して賛成討論とさせていただきます。

○総務委員長(ふじえ真理子議員) ほかにございませんか。

(進行の声あり)

○総務委員長(ふじえ真理子議員) 以上で討論を終結し、採決に入りますが、挙手しない委員の取り扱いについてお諮りいたします。

議案第61号の採決は、挙手により行いますが、挙手しない委員は反対とみなすことにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(ふじえ真理子議員) 修正案が提出されましたので、会議規則第138条の規定により、三浦委員の修正案、原案の順に採決します。

初めに、三浦委員提出の修正案についてお諮りいたします。

三浦委員提出の修正案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○総務委員長(ふじえ真理子議員) 賛成多数であります。

(全員の声あり)

○総務委員長(ふじえ真理子議員) 全会一致ですね、失礼いたしました。

三浦委員提出の修正案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

続いて、ただいま修正可決いたしました部分を除く原案についてお諮りいたします。

修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○総務委員長(ふじえ真理子議員) 賛成全会一致であります。

よって、修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第62号 豊明市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてを議題とします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

小串企画政策課長。

○企画政策課長(小串真美君) それでは、議案第62号 豊明市行政手続における特定の

個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例について御説明申し上げます。

この案を提出いたしますのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用について、必要な事項を定める必要があるからであります。

それでは、条例について説明申し上げますので、1枚おめくりいただきたいと思っております。

まず、第1条では条例の趣旨を、第2条では条例における用語の定義を、第3条では市の責務を定めております。第4条では個人番号の利用範囲について、4項にわたって定めており、まず、第1項では、番号法で規定されている事務以外の事務で、個人番号を利用する事務、いわゆる個人番号利用事務を定め、第2項は、その個人番号利用事務において内部で情報連携できる情報を定めております。

次のページをお願いいたします。

第4条第3項では、番号法で規定されている情報連携事務のうち、みずからが保有するものを利用できる規定を定め、第4項では第4条第2項の規定により、市の内部で特定個人情報情報が情報連携された場合の書面提出義務の解除を規定しております。

第5条では、その他必要事項の規則委任を規定しております。

次のページをお願いいたします。

上段、別表第1は、第4条第1項で規定する個人番号利用事務4事務を、下段の別表第2では、第4条第2項で規定する庁内連携可能な特定個人情報情報を定めております。

1枚お戻りください。

附則といたしまして、この条例は平成28年1月1日より施行いたします。

以上で議案第62号 豊明市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例についての説明を終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

三浦委員。

○三浦桂司委員 これはマイナンバーの社会保障と税との一体化で国のオールジャパンの制度なんですけれども、これ、よく聞かれるんですけれども、登録しない人にデメリットか、これ、ちょっと教えていただきたいんですけれども、また、強制力とか罰則規定はあるのかどうか、この2点をお願いします。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

る自治事務に近いようなものになるかと思いますが、そういったものについてこの条例を上げておりますので、ほとんどの業務は、法定受託事務なんかはそうですが、番号法本体のほうで利用できるということになっておりますので、その中で情報連携した場合は添付書類の解除義務があるということですので、今、委員がおっしゃられたような差が出るというようなことは、今は想定はしておりません。

終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 今回の答弁だと、豊明市におけるマイナンバーを利用する独自事務がこの4つということの理解でよろしいですか。今後、またどんどんふえてくる可能性というものもあわせてお願いします。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

小串課長。

○企画政策課長（小串真美君） 現在のところ、委員おっしゃられるとおりこの4つになりますが、条例の第3条で市の責務のところにも書かれておりますが、法の趣旨にのっとり今後、自主的かつ主体的にこの制度を活用ということがありますので、市民の方にメリットがあって、行政手続においても私どもにとっても効率的であれば、それはまた追加して議員の皆様をお願いしていくことになると思います。

終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 先ほどの三浦委員の質問に関連して、このマイナンバーを提出というか書かなかった場合、先ほどの添付等の免除のメリットがなくなるというようなお話でしたけれども、例えば、受けられるべき手当が受けられなくなるとか、受けさせないとか、そういうことはないんですねというか、あるんでしょうか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁を願います。

小串課長。

○企画政策課長（小串真美君） そういったことをあえてやろうということは想定しておりません。ただ、締め切りだとか、いろんなことがマイナンバー、この情報提供ネットワークを前提に今後やられてきて、恐らくいろんなものがせわしなくなるというところちょっと語弊があるかもしれませんが、そういったことが可能になるシステムですので、そういったことで書類を添付するためにほかの行政機関にとりに行ったりだとか、そこでその日に

発行されないだとか、そのようなことで間に合わないというようなケースは想定されるかなというふうに思っております。

終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 9月議会に個人情報の保護条例で、新しく特定個人情報のファイルをつくったときは、それを公開して、市民の意見を得なければならない、評価書で公開してというようなお話がありましたが、今回の事務はそういったことの対象になるのでしょうか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁を願います。

小串課長。

○企画政策課長（小串真美君） 今回は、1つの事務が予定されております。

別表第1をごらんいただきたいんですが、3番目の豊明市遺児手当の支給に関する事務、こちらのほうが個人情報保護評価、PIAと呼んでおりますが、このPIAのしきい値と、これも国のほうからの指示されている言葉になりますが、1,000人を超えた場合、実施しなければならないということになっておりますので、こちらが1つ該当するのかなというふうに思っております。

終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 そうしますと、確認ですけれども、1,000人を超える場合は評価書を、これは何かホームページで公開するというようなことを前回お聞きした覚えがありますが、意見が出てくればというか住民の意見を求めて、意見が出てくれば、特定個人情報保護審議会、こちらのほうで審議をしていただくということになるのでしょうか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁を願います。

相羽総務防災課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） 今おっしゃられたのは、これからいろいろな事務を、それぞれ先ほど小串課長のほうから説明をしたと思うんですが、評価書を作成する事務と作成しない事務が当然存在します。作成する事務については評価書をつくって、それを一般的に公開する。それに意見がある場合については委員会に諮ってその結果をまた出すというような形になるかと思えます。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 民間会社とか年金機構とか、情報漏えいがありまして、市民の人が心配されるのはやっぱりこの情報の漏えいだと思うんですけども、市としては、これは、対策なんかは考えているのかいないのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁を願います。

小串課長。

○企画政策課長（小串真美君） まず、番号法の本体のほう、こちらのほうで個人情報保護法よりも大体1.5倍ぐらい厳しいような罰則規定が設けられておりますので、まずそれを庁内にしっかり周知していきたいと思っております。

それから、システム側のほうで保護できるようなものは、それを扱う職員が意識しなくても保護できるような、そんな仕組みを導入して対応していきたいというふうに考えております。

終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 職員が対応しなくてもできるというシステムをつくるということですか。ちょっと意味がよくのみ込めなかったんですけども、お願いします。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁を願います。

小串課長。

○企画政策課長（小串真美君） まだ具体的なところはこれからになるんですが、例えば、普通にある個人の方を検索して該当の方が表示されますが、そこにはデフォルトでは個人番号は表示されない。個人番号をアクセスできる権限を持った方は、そこからもうワンクリックだとか、アクションを経ると個人番号が見えるという、そのような仕組みをつくって、権限のない方が普通に使って誤って表示させたり印刷しちゃったりとか、そういうようなことがないセーフティーな仕組みを働かせるような、そういうようなシステムにしていきたいと、そういう形にしていきたいと思っております。

終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

後藤委員。

○後藤 学委員 簡単に、賛成の立場から討論をいたします。

これからマイナンバーがいろんな個人情報と結びついていきますので、漏えいとかある

いは悪用とか、そういったことがないように十分御注意をいただきたいというのが1点。

それから、もう一点は、このマイナンバーにつきましてはまだ反対の方、理解できないと思ってみえる方は非常に多いと思います。そういう意味で、窓口で事実上の強制にならないように、法的には義務があるかもしれませんが、強制にならないような対応をしていただきたいということを申し上げて、賛成の討論といたします。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 近藤委員。

○近藤裕英委員 賛成の立場で討論します。

年配の方とか、本当にわかってみえない方などは非常に多いと思いますので、周知されていると思いますけど、いわゆる市の担当の課ではなく、市の職員の方、皆さん、どなたに聞かれてもある程度のお答えができるようなところを周知していただいて、親切丁寧に進めていただきたいと思います。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第62号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第62号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第65号 豊明市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

平下秘書広報課長。

○秘書広報課長（平下義之君） それでは、議案第65号 豊明市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出するのは、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからです。

それでは、内容の説明をいたしますので、1枚おめくりください。

今回改正いたします附則第5条は、公務災害補償年金と、それから、ほかの法令による年金を併給する場合の調整規定となっております。共済年金が厚生年金に統合され、障害年金、遺族年金等の引用法令が変更となっております。

なお、調整率に変更はございません。

2枚おめくりをいただきまして、附則の1としまして、この条例は公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用することとしております。

さらにもう一枚おめくりをいただきますと、附則の2としまして、平成27年10月1日以前に支給すべき事由の生じた休業補償等については従前の例によること。また、3として、この調整規定を適用しないケース、さらに4としまして、平成27年10月1日からこの条例の施行日までの間に改正前の条例に基づいて支給されたものは改正後の条例に基づく内払とみなすということの規定しております。

以上で説明を終わります。お願いします。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

後藤委員。

○後藤 学委員 共済から厚生年金へ移ることに伴う文言の修正程度で、実質的な改正内容は無いというふうに理解しておりますが、この併給調整の適用を受ける対象者は豊明市内にどのくらいみえるのか把握してみえたら教えてください。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁を願います。

平下課長。

（豊明市内じゃなくて、済みません、対象者の中での声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） お答えできますでしょうか。

○秘書広報課長（平下義之君） 要は市の関連するということではありますと、対象者はおりません。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第65号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第65号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第66号 豊明市税条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

松林税務課長。

○税務課長（松林 淳君） それでは、議案第66号 豊明市税条例等の一部改正について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、地方税法の一部改正及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に伴い、必要があるからでございます。

主な改正点としましては、今回3点ございます。

1点目は、市税の猶予制度につきまして、税制改正に伴い、その要件、手続等を条例に定める必要が生じたため、条項を追加するものであります。これは平成28年4月1日から施行いたします。

それから、2点目は、固定資産税等に係る各種の申請書の記載事項に個人番号を記入する欄を追加するものでございます。こちらは、平成28年の1月1日施行でございます。

3点目といたしましては、旧3級品の紙巻きたばこの税率に係る特例措置が現行かかっておりますけれども、それを廃止するものでございます。こちらは、平成28年の4月1日施行でございます。その他、諸規定の整備をするものであります。

それでは、改正の内容を簡潔に御説明いたしますので、議案を1枚おめくりください。

改正条文をごらんください。

改正条文の5行目、3条の2、それから、中段に3条の3というのがございます。こちらは、徴収の猶予について手続を規定するものです。

2ページ、おめくりいただけますでしょうか。

2ページおめくりいただいたページの中ほどに3条の4、それから、最下段に3条の5というのがございます。こちらは換価の猶予についてその手続を規定するものでございます。

次に、次のページ、1枚めくりいただきまして、下のほうです。

下から6行目、3条の6という条項がございます。こちらは、担保の徴取について定めるものでございまして、猶予に係る金額が100万円以下、期間が3月以内のものについては不徴取とするものでございます。

次のページに参ります。

次ページ、6行目以降、6行目以降に35条の2、次に、49条、それから、さらに中ほどに59条の2、59条の3、それから、65条、67条の4、最下段に80条、次ページに行きまして8行目に125の3、中ほどの附則に第10条、それから、附則の第13条の4、こちらにつき

ましては、先ほど申し上げました市税の各種申請書の記載事項に個人番号を追加するものでございます。

次に、1ページ前に戻っていただきまして、最下段、80条、それから、次のページの上から5行目に81条がございます。こちらは軽自動車税の減免について、申請期限が従前は納期前7日であったものを納期限までに改めるものであります。こちらは、平成28年の1月1日から施行いたします。

そのページの下から6行目、附則第16条の2というのがございます。こちらは、たばこ税の関係でございまして、旧3級品の紙巻きたばこの税率に係る特例措置を廃止し、附則に経過措置を定めました。現在、1,000本当たり2,495円の税額であるところを、平成31年の4月1日までに、段階的に一般品の税率、1,000本当たり5,262円と同額にするものでございます。

今の16条の2の削除というののすぐ下に、第2条というのがございます。こちらの改正につきましては、平成26年の条例第41号による一部改正のうち、第25条第2項の外国法人の恒久施設の定義につきまして、根拠法令が法人税法から地方税法に改まりました。その関係で改正条例の施行日前に改め、所要の規定の整備を行うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

後藤委員。

○後藤 学委員 徴収猶予に関して、どのぐらい実績があるのかなということを思うわけですが、もしわかれば今回この改正される前の50万円以下と、それから、50万から100万までの間、もしわかるようでしたら分けて教えていただけるとありがたいんですけども。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 松林税務課長。

○税務課長（松林 淳君） 今、御質問をいただきました。

一応、現行では50万ですので、50万しかないわけですけども、やはり手続上、非常にお手間というか、添付書類が多いものですから、現在の御利用は1件だけですね。換価の猶予で1件ございます。徴収の猶予は今のところ該当の案件がございません。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 1件しかないということですのであれですけども、これが100万円以下

というふうに拡大をされるけれども、逆に期間は3カ月というふうに条件がつくということなんですけれども、その辺のところがよく理解できないんですが、その50万以下の方は、これまでよりもむしろ条件が厳しくなるということになるんでしょうかね。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁を願います。

松林税務課長。

○税務課長（松林 淳君） 一応、改正の趣旨としましては、納税者の負担の軽減というのを趣旨にしておりますので、なるべく利用しやすいようにということで国のほうから委任を受けて、市のほうにおりてきたわけですけれども、実際のところはなかなかほかの市の状況であるとか国の状況を見ますと横並びというところが多いものですから、運用の面で、これから論議がされてくると思いますが、特別これが何か厳しくなるというふうには考えておりません。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第66号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第66号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第72号 平成27年度豊明市一般会計補正予算（第3号）のうち、本委員会所管部分についてを議題とします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

小串企画政策課長。

○企画政策課長（小串真美君） それでは、議案第72号、豊明市一般会計補正予算書（第3号）のうち、企画政策課所管関係部分について説明させていただきます。

歳出より説明申し上げますので、補正予算書12ページ、13ページをお願いいたします。

このたびの企画費の補正であります。6月補正でお認めいただきましたふるさと豊明応援寄附制度、いわゆるふるさと納税が堅調でありまして、お礼の品配送等の諸経費が不足するため増額をお願いするものであります。

12、13ページ上段、2款 総務費、1項8目 企画費の企画事務事業231万8,000円の増は、お礼の品配送委託等のふるさと応援寄附関係委託料202万9,000円、ふるさとチョイス、こちらはふるさと納税の申し込みサイトであります、こちらやクレジット決済のためのシステムの使用料23万1,000円の増などであります。

続きまして、歳入の説明を行いますので1枚お戻りいただきまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

中段の16款 寄附金、1項1目 一般寄附金の737万円の増は、ふるさと応援寄附金のこれまでの実績を踏まえ、寄附金額を上乗せするものであります。

以上で企画政策課所管関係部分の説明を終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 相羽総務防災課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） それでは、続きまして、総務防災課所管分について御説明をいたします。

もう一度、12ページ、13ページをお願いいたします。

中段、2款4項1目 選挙管理委員会費、1 選挙管理事業、電算関係委託料325万1,000円の増額は、平成28年7月執行を予定しております参議院議員選挙から選挙権年齢を20歳から18歳に引き下げられるための選挙を管理するための基幹システムのほか、期日前投票システム、当日投票システムの3つの選挙システムの改修費用でございます。

続きまして、歳入を説明いたしますので、6ページ、7ページへお願いいたします。

下段、13款2項1目 総務費国庫補助金、5 選挙費補助金、選挙人名簿システム改修費補助金239万2,000円で、これは今回の選挙システム改修において国から示されております定額の補助額でございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤正弘君） それでは、続きまして、財政課所管部分について御説明申し上げます。

歳出より御説明いたしますので、20ページ、21ページをお開きください。

12款 公債費、1項 公債費、1目 元金、公債費元金償還事業の長期債元金136万8,000円は、平成17年度債の利率見直しにより、年利1.5%から0.4%に改定となります。この利率見直しによって元利均等償還額のうちの子額が減額することに連動して、元金部分が増額するものとなっております。これは、発行の際の条件である10年後の利率見直し規定による補正でございます。

続いて、下段、2目 利子、公債費利子償還事業の長期債利子29万1,000円は、長期債元

金で御説明いたしました平成17年度債の利率見直しによる減額分297万9,000円と、平成26年度債の発行による利率確定分326万9,000円増との差額が29万1,000円の補正増となるものであります。

続いて、同ページ下段、13款 諸支出金、1項 基金費、1目 財政調整基金費、財政調整基金積立金は3億9,500万円を積み増しする補正予算であります。

平成27年度の当初予算並びに6月補正予算での繰り入れを行った結果、基金残額は21億7,821万5,000円となっておりますので、このたびの積み立てをお認めいただくと残額は25億7,389万1,000円となる見込みであります。

続きまして、22ページ、23ページをお開き願います。

13款 諸支出金、1項 基金費、3目の公共施設建設及び整備基金費、公共施設建設及び整備基金積立事業は、2億9,999万9,000円の積み立てとなっております。

現在額、残額は2億2万6,000円となっておりますので、このたびの積み立てをお認めいただきますと、当初予算計上の利息分1,000円を含めまして基金残額は5億2万6,000円となる見込みであります。

それでは、続きまして、歳入の御説明をさせていただきますので、補正予算書の歳入の項目6ページ、7ページをお開き願います。

9款 地方交付税、1項 地方交付税、1目 地方交付税の普通交付税3億1,770万7,000円は、平成27年度の交付額が9億770万7,000円に決定いたしました。この交付決定額とお認めをいただいております当初予算額、5億9,000万円との差額を増額補正するものであります。

続いて、10ページ、11ページをお開き願います。

18款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金の前年度繰越金5億4,590万2,000円は、歳出合計10億3,312万円に充当いたします国庫等の特定財源、また、一般財源としての普通交付税3億1,770万7,000円、一般寄附金737万円を控除いたしました一般財源措置を計上いたしました。

なお、繰越金につきましては今後の国の補正予算関連事業等への対応も考慮いたしまして、2億円の財源留保をさせていただきます。

以上で財政課所管部分の説明を終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をされる方は、ページ数をお願いします。

質疑のある方は挙手を願います。

三浦委員。

○三浦桂司委員 13ページ、企画事務事業、ふるさと納税ですけれども、大変好調だと聞いており、うれしい悲鳴だと思いますけれども、補正予算を今回上げられたんですけれども、年度末までどんどんどんどんもし、もつのかと。もし、どんどんどんどんもう、そういうことがあればうれしいんですけれども、今後の見込みはどう捉えておりますかね。

それと、もし、この予算を今上げて、予算に不足が生じた場合は、どういう対応をするか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁を願います。

小串課長。

○企画政策課長（小串真美君） 本日本においては、お願いしております補正額でいけるということでお願いをしておるわけなんですけど、今月に入りましてかなり伸びてきております。

このシステムをお願いしておりますヤフー系のふるさとチョイス、トラストバンクという会社になりますが、そこからは12月、1カ月で大体年間の4分の1ぐらいのお金が動きますよというようなこともお聞きしておりますので、もし、きょう、補正をお願いする金額で足らなくなった場合は、そうなってからまた考えますけど、ひょっとしてまた議員の皆さんにちょっとお願いすることになるかもしれませんので、よろしく願いいたします。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 これは想定外の話なのでなかなか答弁できないと思いますけれども、流用で済みますのか、補正予算を組んで議会を、そうするとなると議会を開かないといけないので、そこら辺の、ちょっと方向性だけ。見込みはわかりますか。部長のほうでちょっとお願いします。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 伏屋部長。

○行政経営部長（伏屋一幸君） 本当にそうなったときにはうれしい半面、非常に複雑なことになるかもしれませんので、できるだけ通常お認めいただいております節内とか目内での流用でできれば済ませていきたいんですが、とてもそんな金額ではというときには、お集まりいただいて緊急議会というようなことも考えなくてはならないと思います。

これについては、12月の収納状況を勘案して、また、御相談させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 近藤委員。

○近藤裕英委員 この737万の増額の根拠は、いわゆる9月1日からの、それから、この議案を提出する前での日割りをして、残りの日数に掛けた金額ということでいいですか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 伏屋部長。

○行政経営部長（伏屋一幸君） そのとおりでございますが、最近、先ほど三浦委員の御質問ではありませんが、急に伸びているということがありますので、私どもとしては9月から10月、11月の様子を見ていて補正をさせていただいたんですが、11月の後半からやっぱり年末にかけては、先ほど課長が申し上げたように、年間の4分の1も来るような場合も生じるということでもありますので、先ほど御答弁申し上げたようなことも考えないといけないなと思いますが、今の御質問については日割りでやらせていただいております。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 私も今の件に関連して、非常に寄附金が伸びていいことなんですけれども、考えてみればそのふるさとチョイスを使うということと、あとは市内の特産品を開拓するといいますか、そういったことで、これはどこの自治体でもやれるようなことだと思うんですが、ほかの自治体もやってくるとだんだん競争が厳しくなってきた、豊明にも影響が出てくるというようなことがあるのか、他市の状況とか、そういったようなことをもし調べて把握しておられるようでしたらちょっと教えていただきたいなと。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁を願います。

伏屋部長。

○行政経営部長（伏屋一幸君） 愛知県内というのは、財政力が豊かなまちが多くて、特に尾張地域は少のうございます。私が知っている限りでは、本当に数市しかございません。

現在、市民の方々もふるさと納税をするといかに得という大変ですが、利益があるのかということをお承知ない方が非常に多いです。今、後藤委員がおっしゃったように、反面、ほかのところもやり出すと、豊明市を選んでいただいている方が、例えば、お隣の日進市を選ぶだとかということもあると思うんですが、当面の間は周知が広まることによって、金額はふえていくのではないかなという分析をしております。

今でも愛知県内だけで勝負しておるわけではなくて、全国的な中で豊明市を選んでいただいております、そういった状況でございます。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 13ページの選挙管理事業ですけれども、これは電算関係委託料と書いてあるんですけれども、18歳以上の選挙権の人に対しての選挙のシステム改修、システム改

修のみか、これ、または出前講座みたいなことを考えているのか、その費用は入っているのかいないのかだけちょっとお願いします。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁を願います。

相羽総務防災課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） 先ほど説明したように、3つのシステムを持っておるシステム改修の費用のみでございます。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 今の電算関係委託料ですけど、これはハードウェアを更新するということなのか、そういうソフトなのか、ライセンス等も含めて、わかる範囲でお願いします。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁を願います。

相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） ソフトウェアの改修と、それから、当日の投票システムはこれはライセンス、全部で19投票所の2台分ですので、そのライセンスも存在します。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 21ページ、22ページのあたりですが、基金の積み立て、前年たくさんの繰り越しが出たのでこういう形で基金のほうに積み立てられると思うんですが、とかく財政調整基金にたくさん積んでおくと、豊明は苦い経験があるんですが、財政調整基金をどんどん取り崩して大変なことになってしまったという過去に苦い経験があるわけですが、市長が教育に3億かけるというようなことを言ってみえますけれども、例えば、教育振興基金とかというような名目で、それを基金として別にとっておくというような、そういうような議論はこの基金をどう振り分けるかという検討の中で、そういう議論はあったでしょうか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁を願います。

伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤正弘君） そういうような議論があったかないかということに関しましては、ありませんでした。といいますのは、まずもって、少し御説明でも触れましたが、今年度の予算が骨格と肉づけということで、繰り入れを大きくしておりますので、まずもって財政調整基金のほうに積み増しをして体制を整えるということが第一義に、今補正予

算においては課題認識が強くありますものですから、そういったことでこのたびの計上をさせていただいた次第でございます。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 今の点とちよつかぶるんですけれども、21ページから23ページ、公共施設建設整備基金と財政調整基金、市としてはどちらを重点、重きを置いているのかちよつと方針がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

○行政経営部長（伏屋一幸君） これは昨日もお答えしたと思いますが、両方、本当に非常に大事な基金です。財調が減ってくると災害等、不慮の事故等、何かあったときに使えるお金というのはやはり財政調整基金しかございませんので、そちらのほうも重要ですし、今後の財政バランスを考えた上でも、きのうも申し上げたんですが、財政健全化比率だとか、将来負担比率のこともございます。そういったことで、余り数値が出ないようにしていくのが健全な財政運営だというのが一方であります。

公共施設の整備基金のほうは、これも昨日申し上げたとおり、今後、施設の老朽化に伴って膨大な金額が要するということがございます。そういったことに対応しないといけない。さらには、東部知多衛生組合の負担金だとか、一般会計のほうにかなり打撃を受けるようなものがありますので、通常的一般会計の中の、一般会計というか通常の税の中の支出としてそういった建物だとかの修理に費やせるお金というのがやはり減ってまいりますので、それを準備しておく必要があるということで、施設の整備のほうも非常に重要であるというようなことでございます。

こうしたことを、両方2本立てで財政運営をしていかななくてはなりませんので、できるだけ長期にわたるような施設の改修等については、きのう申し上げたんですが、市債が発行できるものであればできるだけ長期間でやっていくというようなことも財政運営上必要かと考えております。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

近藤委員。

○近藤裕英委員 賛成の立場で討論します。

ふるさと納税については、我が子のように心配しておりますので、ただ、豊明市にない特徴というのは、出そうと思うと中京競馬場さんだと思うんですね。観覧席発売当日即売ということなので、もっとプレミアム感を出しても、金額的なところをもっとプレミアム感を出しても特徴は生かせると思いますので、またいろいろ検討していただいて、返礼品の割合も、今うまくいっていますが、約20%でかかる経費が10%ということなんです、その割合も今後、来年度に向けて見直されるといいのかなと思います。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第72号のうち本委員会所管部分については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第72号のうち、本委員会所管部分については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ありがとうございます。

委員会報告書については例に従い提出をさせていただきます。

御審査、御苦労さまでした。これにて総務委員会を閉会いたします。

午後2時6分閉会

豊明市議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する。

総務委員会

委員長